

手数料条例を改正

全員賛成で可決

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、行政手続きにおける特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、関連する手数料条例を改正する。

子ども医療費の支給に関する条例を改正

全員賛成で可決

福岡県重度障がい者医療費の支給に関する条例および福岡県子ども医療費の支給に関する条例が改正されたことに伴い、福岡県公費医療費支給制度間の優先順位に基づき改正する。



請願

”「年金の毎月支給」を求める「意見書」提出に関する請願書

賛成少数で不採択

請願趣旨

現行の年金給付は、隔月ごとに経過した2カ月分が支給されている。低年金受給者にとって、前々月と前月分の給付金で生活費を賄わなければならない。「毎月支給」については、政令指定都市など地方自治体側からも政府に要請してきた経緯がある。現役世代同様、年金毎月支給を求める意見書の提出を求める。

主な質疑

問 仮に「年金の毎月支給」に係るシステム改修費が10億円として、年金積立金163兆円の中から支出する場合の10億円は軽い金額と考えているのか。

答 年金は国民が支出したものであるため、1円たりとも軽いお金はないと思っている。

(市民福祉委員会審査報告)

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を改正

全員賛成で可決

福岡海岸地区地区計画の決定により、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について所要の改正を行う。

主な質疑

問 条例改正の目的は、景観に配慮しつつ事業者の新規参入や既存事業所の更なる活性化を促進するとあるが、新規参入の幅が広がるのか。

答 現在の調整区域のままではホテル等を建てることは難しいが、今回の改正案でホテル等の宿泊機能を持ったものも建てられるようになるため、新規参入者が出てくる可能性はあると考えている。

問 福岡漁港近辺のC地区は西福岡の住宅地に隣接しているが、高さ制限15m以上の高い建物が建築可能となっている。近隣の景観などは損なわれないか。

答 建ぺい率、容積率が比較的緩やかに設定されている。ホテル等の大きな建物での土地利用を考えたときに、海に面して幅広く景観を阻害するより、高さを許容して縦に細くし、出来る限り景観を阻害しない方がいいと判断。海岸線の多くを景観上阻害させないような建物の建て方を誘導することとした。



福岡海岸地区 地区計画図
(建設環境委員会審査報告)

公園の利用状況および都市計画マスタープランについて調査

大規模公園の利用率、有料施設の老朽化等に伴う補修・改修、照明設備のない有料運動施設の利用時間、都市公園内行為許可申請および条例以外の規定等、様々な問題や課題について調査した。また、「都市計画マスタープラン」は5つの柱より構成されているが、2つ目の柱「3つの拠点」について集中的に行い、現状での課題の検討を行った。

▼公園の利用状況について

有料施設の市外利用者が5割から7割いる。市内外利用者の利用料金の差別化が必要と考える。なまずの郷多目的グラウンドは表層の薄層化により砕石が露出。野球場は防球ネット改修とLED化に向けて、実施計画を策定している。その他の公園も施設の老朽化が進んでいる。

維持管理は大きな費用がかかるものも多く、中・長期の補修等の計画を早急に作成し、市民が快適で安全に利用できるようにすることが重要だと考える。

▼都市計画マスタープランについて

福岡駅周辺地区は、駅前広場、都市景観整備、駅前線および駅前松原線の整備を主な事業としている。中心拠点として何が充足し、何が不足しているか、検

(建設環境委員会所管事務調査)

証・精査が必要と考える。

津屋崎地区の歴史的景観の保全・再生事業の効果は、ある程度の予測等が必要と考える。

東福岡駅周辺地区は、駅周辺の再生など、民間事業者の進出が前提である。どういう手順で進めるのか方向性を示す必要があると考える。



中心拠点の福岡駅周辺地区

総務文教委員会では4つの事項について継続調査を行う

- ①市の人口ビジョン
- ②公共施設等総合管理計画の現状と実施に向けての課題
- ③財政の健全化と財源の確保
- ④児童生徒数の増減に対する今後の学校の在り方



継続調査の様子
期間：令和3年12月定例会まで

陳情

別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書
全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
代表 江邑幸一

地元建設業界の育成に係る陳情
宗像建設協会会長 児島貴治

人事案件に同意

《監査委員》

灘谷 和徳氏

任期 令和3年6月28日から
令和7年6月27日まで

《教育委員会委員》

農崎 隆子氏

任期 令和3年6月4日から
令和7年6月3日まで

《選挙管理委員会委員》

嶋田久美子氏

荒田 修氏

花田 徳茂氏

平島 美代氏

任期 令和3年6月8日から
令和7年6月7日まで

《選挙管理委員会補充員》

橋内 京子氏

赤間 正孝氏

井上美由紀氏

福田 慶子氏

任期 令和3年6月8日から
令和7年6月7日まで

